

# 令和6年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱

令和6年5月27日 6新福介推第585号 福祉部長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例（昭和61年新宿区条例第16号）、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則（昭和61年新宿区規則第27号）及び新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）に定めるもののほか、新宿区（以下「区」という。）が実施する、福祉サービス第三者評価（以下「サービス評価」という。）の受審に係る経費の助成について、必要な事項を定める。

## (助成対象経費)

第2条 助成の対象となる経費は、新宿区内において次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービスを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）におけるサービス評価の受審に係る費用とする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。)
- (2) 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護

## (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、サービス事業所を運営する事業者であつて、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 介護保険法に基づく区の事業所指定を受けていること。
- (2) 東京都福祉サービス評価推進機構が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）の実施するサービス評価において、「標準の評価」又は「サービス項目を中心とした評価」のいずれかを受審すること。
- (3) サービス評価の結果について、区長に報告するとともに、その公表に同意すること。
- (4) サービス評価の結果に基づき、改善課題及び改善のための取組方針をまとめ、区長に報告するとともに、その公表に同意すること。

## (助成金額)

第4条 区は、予算の範囲内において、1事業所につきサービス評価の受審に係る費用又は30万円（認知症対応型共同生活介護を提供する事業所にあつては、55万円）のいずれか低い額を助成する。

## (助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- (1) サービス評価受審契約のために徴取した認証評価機関の発行する見積書の写し
- (2) 前号のほか、区長が必要と認める書類

第6条 区長は、申請者が認証評価機関とサービス評価受審契約を締結するに当たっては、2以上の認証評価機関から見積書を徴取し、見積価格が最も低廉な認証評価機関を選定するよう指導するものとする。また、当該見積書の全てを申請書に添付させるものとする。

2 申請者が2以上の見積書を申請書に添付しないとき等は、その理由を記載した書類を添付させるものとする。

## (助成の決定及び通知)

第7条 区長は、第5条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、申請者に対して新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成決定通知書（第2号様式）により通知する。
- 3 前項の規定により助成金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、当該決定を受けた後に申請内容に変更があったときは、新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成申請変更届出書（第3号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定事業者は、認証評価機関からサービス評価の結果の報告を受けたときは、当該サービス評価結果を新宿区福祉サービス第三者評価受審実績報告書（第4号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、速やかに区長に報告しなければならない。

- (1) サービス評価受審契約書の写し
- (2) 認証評価機関の発行する領収書の写し
- (3) サービス評価受審結果報告書の写し
- (4) 福祉サービス第三者評価受審結果に基づく改善取組計画書（第4号の2様式）
- (5) 前号のほか、区長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、助成金の交付決定を受けた年度の末日とする。

（助成金の確定及び交付）

第9条 区長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、助成金額を確定し、交付決定事業者に対して新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金額確定通知書（第5号様式）により通知する。

- 2 交付決定事業者は、前項の規定による助成金の交付決定通知を受けたときは、新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付請求書（第6号様式）により区長に請求するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による請求があったときは、審査の上、助成金を交付する。

（助成金の交付決定の取消）

第10条 区長は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定事業者がサービス評価を受審しないとき。
- (2) 交付決定事業者が第8条第2項に規定する期限内に実績報告書を提出しないとき。
- (3) 交付決定事業者が法令等に違反し、事業所の指定を取り消され、又は事業を停止させられたとき。
- (4) その他区長が助成金交付の決定を取り消すことが適当であると認められる事実が発生したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定事業者に対して新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成決定取消通知書（第7号様式）により通知する。

（調査の実施）

第11条 区長は、助成金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、交付決定事業者に対し、現地調査、文書等の提示又は提出を求めることができる。

2 前項の規定による調査の結果、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを交付決定事業者に命ずるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年5月27日から施行する。